

板橋区要支援児保育事業実施要綱

(平成元年4月1日区長決定)

(平成6年3月1日区長決定)一部改正

(平成10年4月1日区長決定)一部改正

(平成11年6月7日区長決定)一部改正

(平成19年4月1日区長決定)一部改正

(平成20年4月1日区長決定)一部改正

(平成27年4月1日区長決定)一部改正

(平成30年11月1日区長決定)一部改正

(令和元年9月30日区長決定)一部改正

(令和5年2月13日区長決定)一部改正

(令和6年2月21日区長決定)一部改正

(令和7年10月11日区長決定)全部改正

目次

第1章 総則(第1条－第9条)

第2章 保育所入所前における要支援児保育認定事務(第10条－第19条)

第3章 保育所入所後における要支援児保育認定事務(第20条－第23条)

第4章 認定解除(第24条)

第5章 雜則(第25条－第27条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、保育を必要とし、かつ、心身等に障がいを有する児童(以下「要支援児」という。)を、保育所において一般の保育の利用児童とともに集団保育(以下「要支援児保育」という。)することにより、健全な社会性の成長発達を促進させ当該児童の福祉向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、保育所とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。)第7条第5項に規定する地域型保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第33条に規定する小規模保育事業C型、法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業及び同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。)を行う事業所をいう。

2 この要綱において、施設長とは、前項に定める保育所の長をいう。

3 この要綱において、要支援児保育指導員とは、要支援児保育等に関し、豊かな経験と識見を有する者の中から区長が委嘱した者をいう。

(対象児童)

第3条 認定の対象となる児童とは、法第24条第1項の規定に該当するもののうち、次の各号に定める基準のいずれか一つ又は重複して該当するものであること。ただし、障がいの程度が基準に該当する児童であっても、一般の保育の利用児童と同じ保育が可能である場合は、ここにいう要支援児とみなさない。

- (1)身体障がいについては、おおむね身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する障害級別5級又は4級程度
- (2)知能、機能及び社会性等については、おおむね東京都愛の手帳交付要綱第4条に定める判定基準の軽度又は中度程度

(要支援児・医ケア児保育認定会議の設置)

第4条 区長は、前条に定める児童の保育の困難性から、保育職員の増配置又は補助金等における加算の対象となる児童を認定するため、要支援児・医ケア児保育認定会議(以下「認定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第5条 認定会議は、次に掲げる事務及び審議を行う。

- (1)第3条に定める要支援児保育の認定に関すること。
- (2)要支援児保育の判定に関すること。
- (3)認定会議に付された児童について、要支援児保育指導員が行う要支援児保育指導の実施の可否の決定に関すること。
- (4)医療的ケア児保育の実施の可否に関すること。

(認定会議の構成)

第6条 認定会議は、次の職にあるものをもって委員とし、構成する。

- (1)子ども家庭部長
- (2)子ども家庭部保育運営課長
- (3)子ども家庭部保育サービス課長
- (4)区立保育園園長会代表
- (5)板橋区私立保育園園長会代表
- (6)その他区長が必要と認めた者

(認定会議の招集)

第7条 認定会議は、子ども家庭部長が必要に応じて招集する。

(要支援児保育認定の流れ)

第8条 保育所に入所前の児童については第2章により、保育所に入所後の児童については第3章により要支援児保育認定を行う。

(入所定員)

第9条 区立保育所における、第3条に該当する児童の入所定員は、1保育所につき原則として4名までとし、区立保育所の状況に応じて区長が適宜決定する。

2 区立保育所を除く保育所における、第3条に該当する児童の入所定員は、保育

所の状況に応じて施設長が適宜決定する。

第2章 保育所入所前における要支援児保育認定事務

(保育所入所前における要支援児保育の利用の申込み)

第10条 要支援児保育の利用を希望する保護者は、東京都板橋区児童福祉法施行規則(昭和40年板橋区規則第12号。以下「規則」という。)別記第4号様式の3にあたる教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書・施設等利用給付認定申請書に必要書類を添付して保育サービス課又は福祉課(板橋福祉課を除く。)に提出する。

(観察保育)

第11条 区長は、必要に応じて、観察保育を実施する。観察保育とは、前条に定める申込みがあった児童(以下「申込児童」という。)について、施設長が、集団における児童の様子を観察することをいう。

(申込児童の所見)

第12条 区長は、申込児童について、要支援児保育指導員に所見を聞くことができる。

(認定会議への付議)

第13条 区長は、前条の所見及び第11条の観察保育を経た児童について、認定会議の審議に付する。

(判定)

第14条 急を要する等認定会議を招集することが困難な場合において、区長は、認定会議による審議に代わる、判定をすることができる。

2 前項の判定は、第11条の観察保育及び第12条の所見に基づいて行う。

3 第1項の判定をした場合は、直近の認定会議の審議を受けなければならない。

(事前面談)

第15条 施設長は、前条における事務により、要支援児保育の実施が可能と判定され、かつ、規則第4条の3第1項の基準に基づく利用の調整において入所が内定した児童について、入所が内定した当該施設における要支援児保育の利用を決定するため、事前に面談(以下「事前面談」という。)を行う。

(保育の利用の決定)

第16条 区長は、前条の事前面談を経て、申込児童の要支援児保育の利用を決定する。

(保育の利用の決定の保留)

第17条 区長は、申込児童について、第13条に定める事前面談が終了するまでの期間は、入所定員を留保し、かつ、当該児童の要支援児保育の利用の決定を保留す

る。

(保育所への入所事務)

第18条 第14条における要支援児保育の利用が決定した児童について、その後の入所の事務処理は、子ども家庭部長が別に定める。

(申込児童の通知)

第19条 区長は、認定会議の審議結果について、入所した施設長に通知する。ただし、入所する施設が決定していない児童については、児童の保育所への入所を待つて通知する。

第3章 保育所入所後における要支援児保育認定事務

(申請)

第20条 施設長は、第3条に定める基準に該当すると思われる保育の利用を承諾された児童について、当該児童の保護者の同意を得て区長に申請する。

(申請児童の所見)

第21条 区長は、前条の申請があった児童(以下「申請児童」という。)について、要支援児保育指導員及び当該児童を保育している園長及び担当保育士に、事前に所見を聞くことができる。

(認定会議の実施)

第22条 区長は、前条における手続きを経た児童について、認定会議の審議に付する。

(申請児童の通知)

第23条 区長は、前条の認定会議の審議結果について、児童が入所している保育所の施設長に通知する。

第4章 認定解除

(認定解除)

第24条 施設長は、要支援児と認定された児童について、その必要がなくなった場合は要支援児保育認定解除申請を区長あて行う。

2 要支援児保育の実施にあたり保護者の同意が得られなくなった場合、区長は、当該児童の要支援児保育認定を解除することができる。

3 区長は、第1項及び前項の結果について、施設長に通知する。

第5章 雜則

(謝礼)

第25条 第6条に規定する者については、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第26条 認定会議の庶務は、子ども家庭部保育サービス課が処理する。

(委任)

第27条この要綱に定めのない事項及びこの要綱の施行について、必要な事項及び
様式は子ども家庭部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

2 板橋区障害児保育事業実施要綱(昭和51年8月12日区長決定)は、廃止する。

付 則

この一部改正は、平成6年3月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成11年6月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

1 この一部改正は、平成30年11月1日から施行する。

2 この改正規定は、平成31年4月1日以後の保育所の入所に係る保育の利用について適用し、同日前の入所に係る保育の利用については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和5年2月13日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する

付 則

1 この全部改正は、令和7年10月11日から施行する。

2 板橋区保育の利用児童の要支援児加算認定会議要綱は、廃止する。